

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年11月22日付けで行った同年11月分及び同年12月分の各保護変更決定処分（以下、順に「本件処分1」、「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性及び不当性を主張し、それぞれの取消しを求めている。

1 休業支援金等を収入認定することは誤っている。

一般人が休業支援金等を収入認定するものと認識することは不可能である。

2 休業支援金等を収入認定することについて、保護決定前に教示はなかった。

休業補償金の支給決定を知ったのは11月10日に振り込まれた時であり、休業補償金を収入認定することを知ったのは11月22日にケースワーカーからの電話で知った。

令和3年10月30日及び同月31日に、説明がなかったことに

ついて、〇〇福祉事務所の担当職員から謝罪があったにも関わらず、処分庁の弁明書における主張の内容は納得できない。

- 3 休業支援金等を収入認定することは、私の生活を脅かし、生存権を侵害する。

処分庁に対し、毎月1万円ずつ分割で返済しているが、最低レベル以下の生活を強いられている。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 9 月 2 0 日	諮問
令和 4 年 1 0 月 2 8 日	審議（第71回第2部会）
令和 4 年 1 1 月 2 5 日	審議（第72回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

そして、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う

程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入申告義務について

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定について

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(4) 休業支援金について

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の生活保護制度における取扱い等について」（令和2年7月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）は、休業支援金の生活保護制度における取扱いとして、1で、休業支援金が支給された場合の取扱いについて、休業支援金は、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかつた労働者に対し支給するものであることを踏まえ、勤労収入と同様に取り扱われたいとしている。そして、2・(1)では、休業支援金はその実際の受給月に収

入としてその全額を計上することが適当でない認められる場合、分割して収入認定されたいとしている。

(5) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対し令和3年10月13日に法による保護を開始し、同年10月26日、処分庁は、同年11月分保護費に係る請求人の就労収入予定額を27,000円として、保護変更決定を行ったことが認められる。

そして、同年11月17日、処分庁が請求人から受理した収入・無収入申告書及び添付された本件利用明細によれば、請求人は、保護開始日以降、17,925円の稼働収入があったこと、同月10日に165,808円の休業支援金の入金があったこと、及び同月17日に〇〇楽団から年会費の返還金として10,435円の入金があったことがそれぞれ認められたことから、処分庁は、下記(1)のとおり、同月分請求人の収入認定額を77,336円に変更する旨の保護変更決定処分（本件処分1）を行い、下記(2)のとおり、同年12月分請求人の収入認定額を83,504円に変更する旨の保護変更決定処分（本件処分2）をそれぞれ行ったことが認められる。

(1) 本件処分1は、同年11月1日を変更年月日として、保護開始日以降の稼働収入17,925円と、同月10日に入金された休業支援金165,808円を、上記1・(4)の事務連絡2・(1)により同月及び12月の2か月で分割した82,904円から、基礎控除額23,600円及び必要経費として交通費2,328円を控除した額74,901円を就労収入として認定し、それに、臨時的収入として同月17日に入金のあった〇〇楽団からの年会

費返還金 10,435 円から基礎控除額 8,000 円を控除した 2,435 円を合算した 77,336 円を請求人の収入と認定して行ったものである。

そして、請求人の基準生活費 79,050 円に住宅扶助費 48,000 円を加えた額 127,050 円から、上記収入認定額 77,336 円を控除した 49,714 円を 11 月分の保護費と認定し、既に 11 月分の保護費として同月 4 日に支給済の 100,050 円との差額 50,336 円を同月分の戻入額としたものである。

- (2) 本件処分 2 は、同年 12 月 1 日を変更年月日として、同年 1 月 10 日に入金された休業支援金を、上記 1・(4)の事務連絡 2・(1)により、同月及び 12 月の 2 か月で分割した 82,904 円に稼働収入予定額 25,000 円を加算した 107,904 円から、基礎控除額 24,400 円を控除した額 83,504 円を請求人の収入と認定して行ったものである。

そして、請求人の最低生活費 127,050 円に期末一時扶助額 14,160 円を加算し、収入として認定した 83,504 円を控除した 57,706 円を同月分の保護費として支給することとしたものである。

これらの変更を決定した保護費を請求人に支給し、又は既に支給済みの保護費がある場合は、その差額を戻入額としていることが認められる。

そうすると、保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されること（1・(1)）、また、事務連絡により休業支援金については勤労収入と同様に収入認定されること（同・(4)）から、本件各処分は、いずれも上記 1 の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、本件各処分が、いずれも法令等の規定に則って適正に行

われた処分であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、休業支援金を収入認定することについて、保護決定前に処分庁から教示がなく、そのことについて令和3年10月30日及び同月31日に、担当職員から謝罪があったのであるから、本件各処分は取り消すべき旨主張している。

しかしながら、休業支援金が勤労収入と同様に収入認定されるものであることは、上記1・(4)のとおりであるから、たとえ担当職員から休業支援金が収入認定の対象であるとの説明がなかったとしても、本件各処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来